

消費者問題の最前線

第8回 破産者の個人情報のインターネット上での公開について

消費者問題特別委員会委員 山川 幸生 (63期)

1 はじめに

近年、破産手続開始決定や再生手続開始決定を受けた個人の住所・氏名を公開するインターネットサイト(いわゆる「破産者マップ」)が出現している。個人情報保護委員会が個人情報保護法違反の罪で告発を行う事態となっている。

これは、破産手続開始決定等を債権者等に告知する破産法等の官報公告の制度を悪用したものだ。当該サイトで公開されている情報は、債権者等の利害関係人以外の者にとっては不必要であり、破産者のプライバシーを侵害する。しかも、破産手続の終了後も、インターネット上に掲載され続けるので、破産者にとっては永続的な負の烙印になりかねず、破産手続をためらう理由にもなっている。

最初の「破産者マップ」は2019(令和元)年に確認され、2020(令和2)年7月に個人情報保護委員会が2つのサイトに停止命令を出し、サイトは閉鎖されたようにみえた。しかし、2022(令和4)年に「新・破産者マップ」という類似サイトが出現し、現在も活動を続けている。

2 「新・破産者マップ」サイト

(1) サイトの実態

現在確認できる「新・破産者マップ」のサイトでは、Google Mapを利用したと思われる地図上に破産者の所在が「ピン」で表示され、そのピンをクリックすると、破産手続開始決定の日と思われる年月日表示の日付と破産者と思われる者の住所・氏名が表示される仕組みとなっている。

当該サイトの説明文には、「官報掲載の破産者情報を記載しています。現在は負荷対策のため年別表示になっております。掲載されている情報は随時追加・更新されます。」とある。また、「このウェブサイトの

運営は海外で行われており、現地の法律が適用されず。基本的な問合せは受け付けておりません。」としている。

「年別表示」をみると、2009(平成21)年以降の破産者情報が掲載されていることになっているようで、2023(令和5)年になってからも更新が続いている。官報を読み込んで、掲載しているものと思われる。

ピンをクリックした際には、氏名のすぐ下に「削除申請はこちら」との表示が出て、これをクリックすると、「削除申請」のサイトに移る。ピンと掲載された情報の両方とも削除するためには、「12万円」の支払いを要求される。支払いはビットコインで行うよう求められる。

(2) 法的評価

破産をした者として氏名・住所等が掲載された「個人に対する人格的・財産的差別が誘発されるおそれがあることは十分に予見できる」(個人情報保護委員会の令和5年1月11日付け「破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく対応について」)。地図上にピンで所在がわかるように表示されており、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報が利用されていることから、個人情報保護法第19条に違反する」(同)。

「上記の方法により個人情報が利用されているにもかかわらず、当該個人情報の取得後速やかにその利用目的が本人に通知され又は公表されていないことから、個人情報保護法第21条第1項に違反する」(同)。

「インターネット上において個人データが不特定多数の者から閲覧可能な状態に置かれており、もって、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データが第三者に提供されていることから、個人情報保護法第27条第1項に違反する」(同)。

このほか、サイト運営者に対しては、破産者のプラ

プライバシー侵害を理由とする不法行為による損害賠償請求、人格権に基づく差止請求も可能であると考えられる。

(3) 個人情報保護委員会の対応

個人情報保護委員会は、2023（令和5）年1月11日、破産者情報を公表しているサイトについて、個人情報保護委員会の停止命令違反の罪（個人情報保護法173条）及び報告徴収違反の罪（同法177条1号）で、告発を行った。前提となる勧告、停止命令については、サーバーが海外にあるとみられ、サイト運営者が不明であるため、公示送達によった。

3 日弁連の対応と現在進行中の「官報電子化」問題

(1) 日弁連の意見書等

日弁連は、2020（令和2）年7月16日付けで「公告された破産者情報を含む『本人が破産、民事再生その他の倒産事件に関する手続を行ったこと』に関する情報の拡散を防止する措置を求める意見書」を提出。無料インターネット版官報について、破産者情報等の自動取得を防止する技術的措置を講ずることなどを求めた。

さらに、「新・破産者マップ」の出現を受けて、日弁連は、2022（令和4）年8月25日付けで「破産者情報を拡散するウェブサイトによる個人の権利利益の侵害を防ぐため、抜本的な対策をとることを国に求める会長声明」を発出した。

(2) 官報電子化問題

内閣府は、官報の電子化（全面的なインターネット化）に関する新法の検討を開始し、2023（令和5）年3月から開催している官報電子化検討会議で取りまとめを行う予定である。同年7月12日の検討会議で示さ

れた「官報電子化の基本的考え方（案）」では、特定の名宛人を対象とする処分等（当然、破産手続開始決定等はこれに含まれる）に関するものについては、「永続的にインターネットにより公衆の閲覧に供し続けることは、プライバシーへの配慮の観点から望ましくない場合もあり得る」とし、「全ての記事について閲覧・頒布期間を永続的なものとするのは、慎重な検討を要すると思われる。」「適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとることも必要である。」としている。しかし、具体的にどのような規制がなされるかは不透明な部分がある。

官報電子化の動きを受けて、日弁連は、2023（令和5）年6月19日付けで「官報の電子化に当たって破産公告などセンシティブ情報への一定の配慮を求める会長声明」を発出し、破産公告等について、閲覧・頒布期間を一定の期間に制限する、第三者提供の罰則を定める等の対応を求めている。

「官報電子化の基本的考え方（案）」については、2023（令和5）年7月に意見公募が実施された。破産公告が悪用されないように、検索・テキスト抽出を防止する等の技術の採用に加え、実効的な規制を求める意見が重視されるよう注視する必要がある。

4 まとめ

こうした問題サイトを野放しにすることは、いったん破産等をした者の平穏な生活を脅かしかねず、破産者等の立ち直りを阻害することにつながる。破産者等の「経済生活の再生の機会の確保」（破産法1条）を図る個人破産や個人再生の制度を根幹から揺るがしかねない。

問題を解決するには、債権者に対する情報提供と破産者等のプライバシーの保護が両立しうるように、倒産法における公告制度を抜本的に改善することが求められているものと考えられる。